

知立市入所指数表

2019年度入所より適用

類型	入所基準				父配点	母配点	祖父配点	祖母配点	
	細目								
家庭外労働	外勤及び 自営主体	勤務日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	40	40	10	10	
				月17日以上	34	34	8	8	
				月15日以上	30	30	7	7	
				月12日以上	24	24	5	5	
				月 8日以上	16	16	4	4	
				上記以外の勤務日数	6	6	2	2	
	A+B	勤務時間	B	一日に7時間以上	40	40	10	10	
				一日に6時間以上	34	34	8	8	
				一日に5時間以上	30	30	7	7	
				一日に4時間以上	24	24	5	5	
				一日に3時間以上	16	16	4	4	
				上記以外の勤務時間	6	6	2	2	
自営補助	A+B	勤務日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	34	34	9	9	
				月17日以上	29	29	7	7	
				月15日以上	25	25	6	6	
				月12日以上	20	20	4	4	
				月 8日以上	13	13	3	3	
				上記以外の勤務日数	5	5	2	2	
	A+B	勤務時間	B	一日に7時間以上	34	34	9	9	
				一日に6時間以上	29	29	7	7	
				一日に5時間以上	25	25	6	6	
				一日に4時間以上	20	20	4	4	
				一日に3時間以上	13	13	3	3	
				上記以外の勤務時間	5	5	2	2	
家庭内労働	自営主体	A+B	勤務日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	31	31	8	8
					月17日以上	26	26	6	6
					月15日以上	20	20	5	5
					月12日以上	16	16	3	3
					月 8日以上	10	10	2	2
					上記以外の勤務日数	4	4	1	1
		A+B	勤務時間	B	一日に7時間以上	31	31	8	8
					一日に6時間以上	26	26	6	6
					一日に5時間以上	20	20	5	5
					一日に4時間以上	16	16	3	3
					一日に3時間以上	10	10	2	2
					上記以外の勤務時間	4	4	1	1
	自営補助	A+B	勤務日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	18	18	5	5
					月17日以上	16	16	4	4
					月15日以上	12	12	3	3
					月12日以上	10	10	2	2
					月 8日以上	6	6	1	1
					上記以外の勤務日数	3	3	1	1
		A+B	勤務時間	B	一日に7時間以上	18	18	5	5
					一日に6時間以上	16	16	4	4
					一日に5時間以上	12	12	3	3
					一日に4時間以上	10	10	2	2
					一日に3時間以上	6	6	1	1
					上記以外の勤務時間	3	3	1	1
内職	A+B	勤務日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	15	15	4	4	
				月17日以上	13	13	3	3	
				月15日以上	10	10	2	2	
				月12日以上	8	8	1	1	
				月 8日以上	5	5	1	1	
				上記以外の勤務日数	2	2	1	1	
	A+B	勤務時間	B	一日に7時間以上	15	15	4	4	
				一日に6時間以上	13	13	3	3	
				一日に5時間以上	10	10	2	2	
				一日に4時間以上	8	8	1	1	
				一日に3時間以上	5	5	1	1	
				上記以外の勤務時間	2	2	1	1	
農業	農業従事主体	就農月数 6ヶ月以上、40アール以上	54	54	15	15			
農業従事補助	22		22	8	8				
出産	年 月 日出産 (期限付入所)	出産日前	80	80	40	40			
		出産日から2ヶ月以内	60	60	30	30			
		出産日から2ヶ月以後6ヶ月以内	20	20	10	10			
災害等	自宅及び近隣における災害復旧に従事しているとき(期限付入所) ※消防署、警察署の罹災証明書が必要	85	85	25	25				
求職活動(起業準備を含む)	求職活動(起業準備を含む)を継続して行っている	添付書類有	3	3	1	1			
		添付書類無	2	2	1	1			
障がい者を有する児童を監護している保護者であって、就業が困難な状態にある場合			45	45	10	10			
育児休業(3歳以上児)	申込み年度の翌年度中に復職予定		4	4	1	1			
	申込み年度の翌々年度中に復職予定		3	3	1	1			
	入所する児童が在園中は復職しない		2	2	1	1			
	祖父母生きがい活動		3	3	3	3			

保育所名

児童氏名

類型	入所基準				父配点	母配点	祖父配点	祖母配点
	細目							
職業訓練・就学 A+B	就学日数 (年間日数÷12)	A	月20日以上	40	40	10	10	
			月17日以上	34	34	8	8	
			月15日以上	30	30	7	7	
			月12日以上	24	24	5	5	
			月 8日以上	16	16	4	4	
			上記以外の就学日数	6	6	2	2	
	就学時間	B	一日に7時間以上	40	40	10	10	
			一日に6時間以上	34	34	8	8	
			一日に5時間以上	30	30	7	7	
			一日に4時間以上	24	24	5	5	
			一日に3時間以上	16	16	4	4	
			上記以外の就学時間	6	6	2	2	
疾病等	入院 通院	(期限付入所)	退院まで	80	80	20	20	
			目安:1か月15日、1日4時間	50	50	15	15	
	身体障害者			1・2級	80	80	20	20
				3級	60	60	17	17
				4級以下	40	40	12	12
				常時臥床	80	80	20	20
		精神障害者医療受給者証又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所有	60	60	16	16		
		一般療養	40	40	7	7		
介護	自宅付添 A+B	A	月20日以上	18	18	8	8	
			月17日以上	16	16	6	6	
			月15日以上	12	12	5	5	
			月12日以上	10	10	3	3	
			月 8日以上	6	6	2	2	
			上記以外の付添日数	3	3	1	1	
		B	一日に7時間以上	18	18	8	8	
			一日に6時間以上	16	16	6	6	
			一日に5時間以上	12	12	5	5	
			一日に4時間以上	10	10	3	3	
			一日に3時間以上	6	6	2	2	
			上記以外の付添時間	3	3	1	1	
	病院付添又は児童発達支援等付添 A+B	A	月20日以上	31	31	9	9	
			月17日以上	26	26	7	7	
			月15日以上	20	20	6	6	
			月12日以上	16	16	4	4	
			月 8日以上	10	10	3	3	
			上記以外の付添日数	4	4	2	2	
		B	一日に7時間以上	31	31	9	9	
			一日に6時間以上	26	26	7	7	
			一日に5時間以上	20	20	6	6	
			一日に4時間以上	16	16	4	4	
			一日に3時間以上	10	10	3	3	
			上記以外の付添時間	4	4	2	2	
優先利用等	ひとり親家庭				90			
	生活保護				30			
	生計の中心者の失業により、就労の必要性が高い場合				20			
	虐待やDVの恐れがあると認められる場合など、社会的養護が必要な場合				90			
	入所児童が障がい者(手帳、診断書等提出があること)				10			
	育児休業明け(保護者が法律に基づく育児休業を取得していること)※1				15			
	育児休業取得により、前年度3歳未満児で退所となった児童が再度同じ保育所等を申し込む場合※2				20			
	きょうだい入所(既にきょうだい保育所等に入所しており、同一の保育所等を申込する場合)※3				20			
	きょうだい入所(既にきょうだい保育所等に入所している場合)※4				15			
	きょうだい(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を同時申込する場合				15			
	小規模保育事業などの卒園児童				30			
	知立なかよし保育園に通っており、2020年度に2歳～4歳児となり転園が必要となる児童の事前の転園希望(一斉申込)				10			
両親(父母)の不在で、祖父母等が児童を養育している場合				10				
父または母の単身赴任				5				
保護者が保育士や幼稚園教諭として月20日以上、一日6時間以上の勤務※5				10				
保護者が保育士として知立市内の保育所等に勤務※6				20				
出生前に育児休業明けの事前予約を申請し、出産予定日が入所年度の4月2日以降の場合				-10				
市内に就労等していない64歳以下の別居している祖父母あり				-10				
保育料の滞納がある世帯(×滞納月分)				-20				
前年度の一斉入所申込時に締切までに申込みをしたが第1希望の保育所等に入れず、転園または待機の申請をしており、再度同じ保育所等を申し込む場合※7				15				
前年度の一斉入所申込時に締切を過ぎて申込みをし、第1希望の保育所等に入れず、転園または待機の申請をしており、再度同じ保育所等を申し込む場合※8				10				
その他	待機期間 (申込から選考時点までの期間)			8ヶ月以上	8			
				6ヶ月以上	6			
				4ヶ月以上※9	4			
				2ヶ月以上※10	2			
								-20

※1と※2は重複しない ※7と※8は一斉入所申込の選考時のみ加算
 ※3と※4は重複しない ※7および※8と待機期間の加算は重複しない
 ※5と※6は重複しない ※9と※10は年度途中の随時選考の場合のみ加算

介護について	
病院付添には、入院の付添と通院の付添を含む	
児童発達支援等には、特別支援学校等の通学付添も含む	
優先利用について	
市内に就労等をしていない64歳以下の祖父母があると減点をするが、申込書に病名等の記載がある場合は減点をしない	
保育料の滞納についての減点は、支払計画を立てておりかつ計画のとおり支払っている場合は減点をしない	
両親の片方が拘禁中の場合は、ひとり親家庭として選考を行う	
両親(父母)の不在で、祖父母等が児童を養育している場合、祖父母等が保護者となるため、配点は父母で行う	

異なる事由の同点について	
異なる入所事由の申込で左記の指数上同点となった場合、優先度を下記の通りとする。	
災害等>出産>疾病>疾病の看護等>就労>就学・職業訓練>求職>育児休業>その他	

就労(及び就学)について	
①同点者の中で、実労働時間に通勤時間を加え就労日数を乗じる。保護者のうち数字の低いものを同点者の中で比較する。	
②もう一人の保護者の数字を比較する。(ひとり親の場合は、同じ数字を用いる。)	
③合計点が同点で就労日数も就労時間もまったく同じ場合は、待機より転園(育休転園)を優先する	
①>②>③の順に優先していく	

求職について	
①求職活動での申込者の中で同点の場合、申請日以前1年以内に就労実績がある方とない方では前者を優先する	
②求職活動での申込者の中で同点の場合、添付書類がなくても申告書の裏面に面接を受けたなどの記入がある方を優先する	
③求職活動での申込者の中で同点の場合、申告書においてすでに活動している方や外出の程度の多い方を優先とする	
④求職活動での申込者の中で同点の場合、希望勤務時間が長く、希望勤務日数が多い方を優先	
①>②>③>④の順に優先していく	
※4月1日入所希望の求職での申込者は、他の事由での申込者の選考を終えてから求職での申込者の中で選考を行うとする	

上記の方法においても同点者が複数存在する場合	
エクセルのランダム関数により公正な抽選を行い決定する。	

私的契約の優先順位は次の順位による
1. 児童の発達上保育園への入園が望ましいと思われる私的契約
2. 実施からの要件喪失による私的契約
3. 兄弟入所がある児童の私的契約
上記の優先順位を適用後に、同順位の希望者が複数いて、入所可能人数を超える場合は、抽選とする

※父母についてはそれぞれを算定する。	
※祖父母については、65歳未満の祖父母についてのみそれぞれ算定する。	
父配点合計	母配点合計
祖父配点合計	祖母配点合計
優先利用 その他合計	
祖父母減点	
合計	